

## マンション管理士吉田総合事務所通信

2013年(平成25年)11月25日  
第00033号(隔月発行)

編集/発行者: 吉田総合事務所

住所: 千葉県柏市豊四季255-5-509

電話: 04-7100-2025

URL: <http://www.mankan-buikan.com>

# 特定行政庁が調査・情報提供

各区画、「居室」と判断

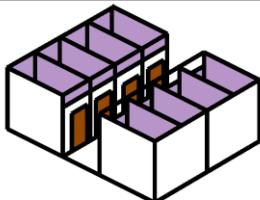


図1 「天井に達していない間仕切り」のイメージ

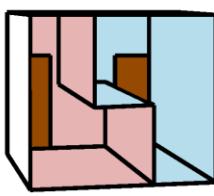


図2 「凹凸を設けて空間を上下に区画するもの」のイメージ

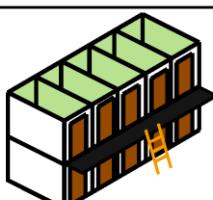


図3 「壁・床・天井により二段に区画された空間を設けるもの」のイメージ

建築指導課が示したマンション等における違法貸しルームのイメージは図の通り。一部屋を間仕切壁で狭く間仕切り、多人数が居住出来るよう

な仕組みを指す。建築基準法上、貸一室を「寄宿舎」、各区画を「居室」とみなされ、採光や間仕切り壁等の規定が適合しない場合は違反建築物だと判断している。

標準管理規約では専有部分改修の際、理事長への事前申請が必要。使用細則で申請内容と異なる工事の場合は、原状回復等を請求できる規定が設けられ、申請が受け取った場合、

国土交通省は9月6日、「違法貸しルーム」問題で、管理会社が取るべき対応等をまとめ、関係団体に通知した。専有部分改修申請時、特定行政庁が建築基準法違反を判断するようになり、違反があった場合は着工前に工事の申請を不承認にできる。計画段階で行政が法令違反のお墨付きを与える格好で、理事長等は判断が楽にならる。公益財団法人マンション管理センター、一般社団法人マンション管理業協会に管理組合への周知を依頼した。

違法貸しルーム問題で国交省

専有部修繕、不承認なら建築法違反なら

専有部修繕、不承認を

1月に  
2011年  
1月に  
裁判記録によると、

**「解決金」名目  
2335万円で合意**

提訴したが、管理組合が反訴。その後同社は請求を取り下げ、12年7月民事調停に付された。そこで、管理組合側は「将

来、外壁改修を行う際、必要となる各廊下

の修理費用を請求したが、東京地裁で行われた調停で、成立は今年3月5日。当初コスマスイニシアムが損害賠償の責務不存在の確認

を求めていた。裁判記録によると、裁判員陪審団が「長期修繕計画に必要な工事が載っていないのは『虚偽だ』などとして、都内管理組合(96戸)が分譲業者に約3538万円の損害賠償を求めていた訴訟で、分譲業者が「解決金」として約2335万円を支払う形で調停成立したことが分かった

トラブル 長計 今年3月に調停成立

追跡 分譲主が請求の6割支払い

を調査し、建築基準法違反に関する情報提供。違反があつた場合は「専有部分改修のルールが規定されていない管理組合に、こうしたルールを管理規約に設けるように促すと共に、承認規定通知は管理規約に

専有部分の修繕における申請・承認ルールが規定されていない管理組合に、こうしたルールを管理規約に設けるように促すと共に、承認規定通知は管理規約に

専有部分の修繕における申請・承認ルールが規定されていない管理組合に、こうしたルールを管理規約に設けるように促すと共に、承認規定通知は管理規約に

は、管理規約や細則に申請不承認の事由として「建築基準法等の法令違反」と明記しておることを勧めている。(マンション管理新聞 第917号より)

# 9/28・29 函館 第16回全国マンション問題研究会

ついで、総会を議決して、これを組合の責任と負担において更新することができる」というのを管理規約に入れることである。こうした規約で、専有部分内の配管も管理するだけではなく、管理組合の費用を出すことが認められるのか。この問題で、議論すべき問題で、実際の相談で多いのは、「専有部分から漏水した」といわれて自費で数年前に新しくしたばかりなのに、また替えられてしまうということ。

工事の実施や、お金の使い方の決議の中では、例えば専有部分という前提の管について、どうしても

# 実施済み住戸への

配慮は  
ういつたものは構造  
上決まり、規約で決  
めるわけではない。  
規約で決められるの  
は、規約共用部部分  
だけ。確かに床下配  
管などで、帰属は当  
該区分所有者の所有  
物であるけれども、  
その管理は管理組  
合で費用負担してや  
るということはあり

(前頁からの続き)  
調停条項では、長  
期に管理組合が主  
張する費用が計上  
されていないこと  
や、一部外壁浮きな  
どの複数の課題を列  
挙。行政機関に対  
する管理組合の苦  
情申し立て取り下げ等も確認し、コスモスイニシアが複  
数の課題に対する解  
決金として約233万円を支払うことで調停が成

立した。成立条件に内容の  
口外禁止が含まれており、当事者双方は  
評価について「コメントできない」とし  
てある。

2年2月10日、東京高裁でコスマモスライフが管理組合に交付する形で和解した。

『修繕積立金の意図的な低額提示』については、2010年2月26日、衆議院国土交通省議員会で柿澤末途議員（みんなの党）が当時）が取上げ、問題視されていた。（マンション管理新聞第920号より）

**編集後記：**マンション管理組合の運営は、管理組合（理事会）が決して他人任せにせず、主体性を持って取組むことが大切です。日常の管理業務は管理会社に委託しても、委託内容・管理仕様、大規模修繕工事、長期修繕計画等は管理組合の大きな資金を費消することから、管理組合自身が経営的な感覚を持って判断・取組むことが求められています。管理組合の役員の方々の多くは仕事を持っていることから、これに費やす時間は難しいのが現実ですが、組合運営の方針・意思決定は自ら（主体的）にするようにしてください。セカンドオピニオンとして外部の専門家の活用することで、効率的、合理的、公平な組合運営の近道ともなります。（吉田）

## 実施済み住戸への配慮は

## （事案の概要）

第16回全国マンション問題研究会が海道函館市の函館弁護士会館で開かれた。が11例を報告、検討を行つた。参加者は給排水管の更新をめぐる問題をピックアップして、専有部の給排水管について、どう規約で定めることができるのか?』『管理規約で定めることができるのか』『(前提として)帰属が専有部分だとすることになるのであれば、その専有部分に対する規約での管理の定めに限界があるのかどうか』。『管理組合は、専有部分(内)の給排水管その他の配管に

工事が嫌だと言う方には理事会の対応として工事を実施しないこともできる、あるいは組合費用の返還など決議の段階で定めておかなければいけない。

途中から買った人が100万円ほどかけて工事をして、その費用を返せと求めた先例の中で、裁判所は共用部分と構造上一体となっているかどうかと言う判断もしているが費用は別だとしている。

第16回全国マンション問題研究会が9月28日・29日、北海道函館市の函館弁護士会館で開かれた。当日は、弁護士12名が11例を報告、検討を行つた。参加者は約50人。この中から給排水管の更新をめぐる問題をピックアップします。

事例報告

専有部分の給・排水管交換  
費用、積立金充当でできるか

得る。その点が規約で明確であれば問題ない。ただ、規約で定めていたときや規約が明確でないときは、原則に戻ると床下配管などの専有部分については管理組合はタツチできない。恐らく規約改正が必要だろう。

費用については特段の配慮が必要。先行実施者には補償が必要になる。

工事を超えてバス、トイレ、給湯器も管理組合が負担するということで、前に良い風呂場に交換した人は冗談じやないと言つてゐる。専有部と共用部分の管を一体としてやることは何の異論もないが、費用は管理組合で負担するかどうかといふことは多数決では出来ないと思う。まして風呂場とかを替えるのは行き過ぎの感がある。費用については特段の配慮が必要で、先にやつてものについては補償が必要になると思う。（マンション管理新聞 第620号より）

組合（理事会）が決して他人任せにせず、主体性を持って取組む委託しても、委託内容・管理仕様、大規模修繕工事、長期修繕計画、管理組合自身が経営的な感覚を持って判断・取組むことが求めは仕事を持っていることから、これに費やす時間は難しいのが現状（主体的）にするようにしてください。セカンドオピニオンとして的、公平な組合運営の近道ともなります。（吉田）